

生駒市選挙管理委員会告示第20号

生駒市投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年12月1日

生駒市選挙管理委員会委員長 中 川 勇

生駒市投票区の一部を改正する告示

生駒市投票区（昭和48年8月生駒市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

本則の表第41投票区の項中「小瀬町及び奈良市に囲まれた区域）」の次に「、翠光台」を加える。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。